

横浜市記者発表資料

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

令和8年2月5日
市民局市民情報課

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3320号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 松村 雅生）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った保有個人情報不開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「（1）令和5年12月期支給の期末手当・勤勉手当に係る被保険者賞与支払届総括表（2）令和5年12月期支給の期末手当・勤勉手当に係る標準賞与額決定通知書（3）令和6年度 総労第10414号の事前協議に係る資料全て」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3320号】

2 資料までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮詢日	実施機関
3320	令和6年8月9日	令和6年9月9日	令和6年9月17日	令和6年10月17日	市長

3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3320	「（1）令和5年12月期支給の期末手当・勤勉手当に係る被保険者賞与支払届総括表（2）令和5年12月期支給の期末手当・勤勉手当に係る標準賞与額決定通知書（3）令和6年度 総労第10414号の事前協議に係る資料全て」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p>保有個人情報不開示</p> <p>不存在</p> <p>・令和5年12月期支給の期末手当・勤勉手当に係る被保険者賞与支払届総括表</p> <p>（当該文書は、非常勤職員等について日本年金機構に提出する文書であり、当該請求に係る保有個人情報は作成しておらず、保有していないため）</p> <p>・令和5年12月期支給の期末手当・勤勉手当に係る標準賞与額決定通知書</p> <p>（当該文書は、非常勤職員等について提出した届書に基づき日本年金機構で処理を行った結果を通知する文書であり、当該請求に係る保有個人情報は保有していないため）</p> <p>・令和6年度 総労第10414号の事前協議に係</p>	原処分妥当

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
		る資料全て (当該請求に係る保有個人情報は作成しておらず、保有していないため)	

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3320	<p>《被保険者賞与支払届に係る事務について》</p> <p>総務局労務課では職員の給与に関する事務を所掌しており、職員に期末・勤勉手当が支給されれば、共済組合員の標準期末手当等の額を「標準期末手当等の額決定基礎届」を用いて横浜市職員共済組合に報告をしている。</p> <p>共済組合員には、一般の組合員と短期組合員がある。一般の組合員は常勤職員であり、横浜市共済組合が実施する全ての事業（長期給付事業、短期給付事業及び福祉事業）が適用される。短期組合員は非常勤職員等であり、横浜市共済組合の一部の事業（短期給付事業及び福祉事業）が適用される。</p> <p>なお、長期給付事業が適用されない短期組合員の年金については、第一号厚生年金被保険者として、日本年金機構に「賞与支払届」を提出している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>本件保有個人情報は、開示請求書の記載から、審査請求人に係る令和5年12月期支給の期末手当・勤勉手当に係る被保険者賞与支払届総括表（以下「保有個人情報1」という。）及び令和5年12月期支給の期末手当・勤勉手当に係る標準賞与額決定通知書（以下「保有個人情報2」という。）並びに令和6年度総労第10414号「令和6年7月3日付開示請求に対する開示決定について」（以下「本件起案文書」という。）の作成に係る事前協議に関する資料全て（以下「保有個人情報3」という。）と解される。</p> <p>《本件保有個人情報の不存在について》</p> <p>ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 審査請求人は常勤職員であり、横浜市職員共済組合の一般の組合員であって、短期組合員ではないため、審査請求人に係る保有個人情報1及び保有個人情報2は作成又は受領をしていない。 (イ) 実施機関において、審査請求人に係る保有個人情報1及び保有個人情報2に類する文書及び記録並びに同様の性質の文書は作成又は受領をしていない。 (ウ) 保有個人情報3については、本件起案文書を作成する前に、市民局市民情報課と事前協議は行ったが、簡易な内容の請求であったため全て口頭によることとしたことから、事前協議メモ、電子メール等は存在しない。 <p>イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

お問合せ先
市民局市民情報課長 平賀 国生 Tel 045-671-3881